

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設の 設計及び工事の計画の変更の認可申請についての審査結果

原規規発第 2202047 号
令和 4 年 2 月 4 日
原子力規制庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、平成 18 年 2 月 9 日付け平成 18・02・06 原第 1 号をもって認可を受けた日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請書（平成 18 年 2 月 6 日付け濃計発第 272 号。以下「既認可申請書」という。）の変更に係る設計及び工事の計画の変更の認可申請書（令和 3 年 8 月 31 日付け 2021 濃計発第 26 号をもって申請。以下「本申請」という。）が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項第 1 号の規定による法第 13 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものであるかどうか、法第 16 条の 2 第 3 項第 2 号の規定による法第 16 条の 4 の技術上の基準として定める加工施設の技術基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 6 号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであるかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、法第 16 条の 2 第 3 項各号のいずれにも適合しているものと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

本申請は、既認可申請書において原料シリンダから廃品シリンダへ新たに転用するとしていた 160 本の UF₆¹シリンダのうち、改正前の法²に基づく使用前検査（以下「旧使用前検査」という。）を受けていない 68 本を設計及び工事の計画の対象から除くこととし、その本数を 92 本へと変更するものである。

なお、本申請において設計及び工事の計画の変更を行なわない旧使用前検査に合格済みの 92 本の UF₆シリンダに関する新規制基準への適合性については、新規制基

1 六ふっ化ウラン

2 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）により改正される前の法

準への適合に関する工事として別途申請³(以下「新規制基準への適合に関する申請」という。)されており、当該申請において適合性を示すものとしている。

3. 法第16条の2第3項第1号への適合性

規制庁は、本申請が加工事業の許可又は変更の許可を受けたところ等によるものであるかどうかに関して、申請書添付書類のうち「加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書」及び「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」により、以下のとおり確認したことから、本申請が法第16条の2第3項第1号の規定に適合しているものと認める。

- (1) 基本設計方針については、本申請において変更がないこと。
- (2) 本申請による変更後のUF₆シリンダの本数については、平成29年5月17日付け原規規発第1705174号をもって変更の許可を受けた核燃料物質加工事業変更許可申請書(以下「加工事業変更許可申請書」という。)に記載された最大貯蔵能力と整合していること。
- (3) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムについては、加工事業変更許可申請書等(法の一部改正に伴う令和2年4月1日付けの届出⁴を含む。)に記載された体制の整備に関する事項を踏まえて、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)の要求事項にのっとり、体制を構築し、計画に従って設計を行うものとしていること。

4. 法第16条の2第3項第2号への適合性

規制庁は、本申請の技術基準規則各条文への適合性に関して、本申請による変更により新たな工事が生じないこと、本申請による変更が既認可の設計及び工事の方法に影響を与えないものであること及び本申請で変更を行なわない92本のUF₆シリンダの技術基準規則の各条文への適合性が新規制基準への適合に関する申請において示されるものであることを確認したことから、本申請が法第16条の2第3項第2号の規定に適合しているものと認める。

3 日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の加工施設に関する設計及び工事の計画の認可申請書(令和3年8月31日付け2021濃計発第27号、令和4年1月18日付け2021濃計発第56号補正)

4 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第1項で準用する第4条第1項に基づく届出書(2020濃計発第1号)